

# 第十回 岐阜広域合併協議会開催

第十回岐阜広域合併協議会が一月十六日、岐阜商工会議所で開催され、次の事項について協議が行われました。

## 承認された事項

農林水産関係事業について  
自治会関係事業について  
高齢者福祉事業について  
その他事業について

## 継続協議となった事項

国民健康保険事業について

## 自治会関係事業について

前回の協議会(十二月十九日開催)で、「自治組織」町内会連合会・町内会への運営補助金等については、合併後五年をめどに岐阜市の制度を基本に調整するものとする。なお、それまでの間については、旧市町ごと

方を踏まえ、住民自治の振興、活性化に資するよう配慮するものとする」という調整案が提出され、自治会と行政との関わり

方や自治会が行う行事内容の違いを現在の岐阜市の制度などと比較しながら、都市内分権のなかで十分な議論をする必要があることなどから引き続き協議が行われ、次の事項を確認し、承認されました。

自治会をサポートする部門は、分庁舎の組織の中で設置する方向で検討する。

町内会長報奨金などの個人に対する支払いについては、できる限り支給しない制度に、前向きに検討する。  
運営補助金は五年間を最長として、その期間のなかで見直しを図っていく。

## 町内会長会議開催

町では、岐阜広域合併協議会の自治会関係事業の調整案について協議を行うため、町内会長会議を一月十三日、役場で開催しました。

会議では、合併協議会で提案された調整案の説明の後、町内

会長の質問や意見など様々な議論が交わされました。

## 主な質問や意見など

五年をめどに調整ではなく、現行の制度で五年間保障してもらいたい。

分庁舎機能に、町内会の事務局機能を確保し、円滑に岐阜市の自治会制度に移行できる組織体制を整えてほしい。

岐阜市の自治会連合会は小学校区単位で構成されているが、笠松町の場合は一(一)一(一)中学校区が三(三)三小学校区で組織されるのか。

岐阜市の自治会に対する補助制度に調整するとすると、町内会長への報奨金はなくなるものとなるが、現在の報奨金はもろえなくなるのか。また、市からの補助金として確保はできないのか。

岐阜市は自治会連合会により成人式や敬老会などを開催しており、笠松町では、ほとんど役場が運営しているのが現状である。問題は、補助金などの金銭面ではなく、それが町内会連合会で運営が可能であるか、であると思う。

## 岐阜市の自治会組織と活動例

